

東京都心身障害者福祉センター 医師の業務について

更生相談所業務 (身体障害、知的障害)

医師の専門に基づき、
身体障害又は知的障害に関する
医学判定業務を行います

※センター内、別館、支所での判定のほか、
利用者宅や病院、島しょ地区への出張判定が
必要となることもあります

常勤医師の専門科・領域

リハビリテーション科
脳神経内科、脳神経外科、整形外科、
精神科、児童精神、小児神経

身体障害

- ・身体障害者手帳の診断書の審査
- ・補装具支給要件の適否の判定
補装具適合判定
- ・更生医療の認定要件の適否の判定
- ・東京都重度心身障害者手当の
支給要件の適否の判定 など

知的障害

- ・愛の手帳（療育手帳）交付要件の
適否の判定
- ・特別児童扶養手当の支給要件の
適否の判定
- ・東京都重度心身障害者手当の
支給要件の適否の判定 など

障害のある方の
治療の場以外での全人的な医療を
経験することができます

福祉制度について
理解を深めることが
できます

その他の業務

- ・ 医学的知識や判断を活かし、センター内で管理・指導や助言、制度整備に
参画します。
 - ・ 都の他の事業所へ兼務や公共性の高い事業所への兼職が可能な場合があります。
(これまでの兼務、兼職等実績)
府中療育センター、東京都女性相談センター、東京都児童相談センター、大学非常勤講師、
大学客員研究員
- ※ 都立施設以外での診療はできません。

研修、学会参加など

平日の研修や学会参加も可能です。

ライフ・ワーク・バランス

病棟がなく、緊急呼び出し、当直、
夜勤、休日勤務はありません。超
過勤務もほとんどありません。
子どもの看護休暇や介護休暇の制
度もあり、育児中、介護中の方
にもおすすめです！

常勤医師と多数の非常勤医師が
明るい雰囲気です。協力しあって勤
務しています。

興味を持ってくださった方
ぜひお気軽に見学に
お越しください！

